

議案第14号

大田原市表彰条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市表彰条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月25日提出

大田原市長 相馬 憲一

大田原市表彰条例の一部を改正する条例
大田原市表彰条例（昭和35年条例第3号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前（旧）の欄に掲げる規定を同表の改正後（新）の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
<p>（趣旨） 第1条 この条例は、本市のため特に功労のあった<u>個人、法人 その他団体</u>を表彰することに<u>関し必要な事項を定めるもの</u> <u>とする。</u></p> <p>（被表彰者） 第2条 <u>市長は、次の各号のいずれかに該当するものについて</u> <u>、次条の表彰審査委員会の議決を経て、</u> _____ 表彰するこ ができる。</p> <p>(1) 市の教育、産業、衛生、土木、防災_____、慈善事業そ の他社会公共のために尽した功労が<u>顕著なもの</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p><u>2 前項の在職年数の算定は、毎年11月1日を基準日とし、</u></p>	<p>（この条例の目的） 第1条 この条例は、本市のため特に功労のあった<u>者について</u> <u>、これを表彰することを目的とする。</u></p> <p>（被表彰者） 第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、<u>表彰審査委員会</u> <u>の審査を経て、市長が表彰することができる。</u></p> <p>(1) 市の教育、産業、衛生、土木、防災、<u>納税</u>、慈善事業そ の他社会公共のために尽した功労が<u>顕著な者</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>（新設）</p>

次により計算する。

(1) 1月に満たない端数は、1月とする。

(2) 在職年数の中断した者は、合算する。

3 第1項第2号から第4号までの規定により既に表彰を受けた者が、当該表彰の対象となった同じ職に就任し退職した場合の表彰は、行わないものとする。

(表彰審査委員会)

第3条 表彰審査委員会(以下「委員会」という。)は、市長、副市長及び市議会議長、副議長並びに市議会の推薦する議員3名をもって構成する。

2 (略)

3 委員会の運営については、市長が別に定める。

(表彰期日等)

第4条 表彰は、毎年11月1日に行うものとする。ただし、その日が日曜日若しくは土曜日に当たるとき又は特別の事情があるときは、市長が別に期日を定めて行うことができる。

2 表彰を11月1日以外の日に行うときは、第2条第2項に定める在職年数の算定の基準日を変更することができる。

(削る)

2 前項第2号から第4号までの規定により既に表彰を受けた者が、当該表彰の対象となった同じ職に就任し退職した場合の表彰は、行わないものとする。

(委員会)

第3条 表彰審査委員会_____は、市長、副市長及び市議会議長、副議長並びに市議会の推せんする議員3名をもって構成する。

2 (略)

3 委員会の運営については、_____別に定める。

(表彰期日)

第4条 表彰は、毎年11月1日を定期とし、必要に応じ、他の期日に行うことができる。

(新設)

(在職年数の計算)

第5条 在職年数の算定は、毎年11月1日を基準日とし、次の各号により計算する。

(1) 1ヶ月に満たない端数は、1ヶ月とする。

(2) 在職年数の中断した者は、合算する。

2 表彰を定期日以外の日に行うときは、在職年数の算定の基準日を変更することができる。

(表彰区分等)

第5条 被表彰者の表彰区分は、次に掲げるとおりとする。

(1)・(2) (略)

2 被表彰者には表彰状及び記念品を贈ることとし、記念品は、市長が委員会の意見を聴いて定める。

(削る)

(死亡の場合の措置)

第6条 被表彰者と決定した者が、表彰を受ける前に死亡したときは、表彰状及び記念品は、_____遺族に贈る。

第7条 (略)

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の条例の第2条第1項第1号に規定する納税功労が顕著な者として表彰を受けた者に対する改正後の条例の第7条の規定の適用については、なお従前の例による。

(表彰状等)

第6条 被表彰者には、表彰状、記念品及び次の区分の徽章を贈る。ただし、第2条第1項第2号、第3号の再度表彰者及び第2項による表彰者にあつては、徽章は、贈らない。

(1)・(2) (略)

2 記念品は、市長が委員会の意見をきいて定める。

3 徽章を受けた者は、洋服のときは上襟部、和服のときは左胸部につけるものとする。

(死亡の場合の措置)

第7条 被表彰者と決定した者が、表彰を受ける前に死亡したときは、表彰状及び記念品は、これを遺族に贈る。

第8条 (略)

(細目)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。